

告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年四月十六日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

			区域	期日	時間	場所
令和三年六月四日	令和三年六月二日及び同月三日	三郷市	八潮市	吉川市	松伏町	
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	令和三年六月一日	令和三年五月二十七日 及び同月二十六日 及び同月二十八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
三郷市鷹野文化センター駐車場	三郷市役所駐車場	車場	三郷市文化会館駐車場	八潮市役所駐車場	松伏町役場駐車場	吉川市役所駐車場

深谷市				本庄市		美里町		上里町		神川町		寄居町	
令和三年六月二十四日 十九日	令和三年六月二十三日	令和三年六月二十二日	令和三年六月二十一日	令和三年六月十四日から同月十六日まで	令和三年六月十七日	午前十時から正午	令和三年六月八日						
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	令和三年六月七日及び 同月八日												
深谷市役所本庁舎 西側臨時駐車場	深谷市役所川本総合支所駐車場	深谷市役所岡部公民館駐車場	深谷市役所花園公民館北側駐車場	本庄市児玉文化会館（セルディ）駐車場	本庄市役所前庭駐車場	美里町役場東側駐車場	中央公民館駐車場	庫	神川町役場北側車	神川町	寄居町	寄居町役場駐車場	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで

鴻巣市			上尾市								
令和三年七月十六日	令和三年七月十五日	令和三年七月十二日から同月十四日まで	令和三年七月九日	令和三年七月八日	令和三年七月七日	令和三年七月六日	令和三年七月五日				
から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時
鴻巣市川里農業研修センター敷地内	敷地内	鴻巣市吹上地域体育施設（コスマスアリーナふきあげ）	鴻巣市役所敷地内	側駐車場	上尾市大石支所西	上尾市平方支所駐	保育所裏側駐車場	上尾市原市支所・	上尾市文化センタ	側駐車場	上尾市上平公園南